

実施方針に関する意見・質問への回答

【実施方針】

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
1	—	—	—					質問回答に際しては、「原案通りとする」のみではなく、その理由等も回答をお願いします。	ご意見として承ります。
2	—	—	—					今回の意見・質問書に対する市殿ご回答の内容は、今後公表される予定要求水準書ならびに公告書類に同様の記載事項があった場合に対して、本回答内容が有効であると理解します。	ご理解のとおりです。
3	本事業の業務委託	貴市HP (4月5日更新)	—					業務委託の入札参加資格を申請するにあたり、指定フォーマットの第1分類及び第2分類は、どれを選択すればいいのか御教示願います。	現在運営を予定されている企業の業種に基づいた分類で申請を行っていただくか、実施方針に示す運転管理実績を基に第1分類(20)その他第2分類①その他で申請されて構いません。飛灰の輸送及び再資源化を行う企業の参加資格申請の分類については実施方針のとおりです。登録には2ヶ月程度要しますので、速やかに登録をお願いします。なお、配置が必要な有資格者については、入札参加資格要件を問いませんが、運営・維持管理を開始するときまでに確保していただくことになります。
4	年数の確認	1	1	(1)	カ	(オ)		「設計・施工及び運転・維持管理を通して長寿命化(35年の施設可動)を目指す」とありますが、建物の使用期間も35年間と考えてよろしいでしょうか。 (1)ヶ事業期間では、本施設の運営期間は20年1ヶ月 (3)エ運営業務終了時の引継業務では、「事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定」)	ご理解のとおりです。
5	事業内容	1	1	(1)	カ	(オ)		「長寿命化(35年の施設稼働)を目指す施設とする」とありますが、本事業期間中に大規模修繕工事を行うかどうかは、事業者提案になるのでしょうか？ その場合、建築設備の大規模修繕については、不要と考えてよろしいでしょうか？ 尚、H22年10月19日付けの「西部環境工場代替施設整備運営事業 参考見積説明書」p4には大規模修繕を事業期間中に行う必要があり、定義も記載ありましたので、もし長寿命化のための大規模修繕等の定義がありましたら、御教示願います。	大規模修繕に関する定義は特に定めておりません。35年間にわたる施設全体の修繕計画についてご提案ください。
6	主灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		セメント原料化等、主灰の外部委託処理(再資源化)を行う最近のDBO事例では、再資源化までDBO事業範囲とすることが一般的であり、この場合、処理委託先も参加申請業者を含め基本契約の対象者とする事で、長期安定引取を確実に担保させています。市の再資源化企業確保リスクを低減させる点からも、DBO事業範囲に含めることが望ましいものと考えます。	主灰の処理については、本事業の範囲外で市の責任で実施します。
7	主灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		主灰の再資源化は本事業の範囲外とし、市が別途行う場合、再資源化先との契約・調整等の結果、主灰の搬出が不可能になった場合は、市が最終処分するものとし、DBO事業者は何ら契約上の責めを負わない、かつそれに係る追加の費用が発生した場合は精算頂けるものと理解します。	良好な主灰でないなど帰責事由が民間事業者にある場合以外については、ご理解のとおりです。良好な主灰については、No.23をご参照ください。
8	主灰・飛灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		一方、飛灰の再資源化はDBO事業範囲に入っておりますが、飛灰の再資源化を行う企業は主灰再資源化企業(セメント企業等)よりも著しく数が少なく、社会・経済情勢の変化が生じた場合の代替性など、DBO事業者が調整困難な大きなリスクが残ります。従って、主灰再資源化をDBO事業範囲外とするならば、飛灰再資源化も事業範囲外とすることが、合理的かつ統一性のとれる取扱だと考えます。	飛灰の再資源化については、本事業の範囲とします。なお、飛灰の再資源化が再資源化事業者のプラント故障等により履行できなくなったなど事業者帰責事由の場合においても、最終処分場への搬入により対応可能です。ただし、相応のペナルティは生じます。
9	主灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		飛灰の再資源化検討には、御市飛灰のサンプルが必要不可欠ですので、現西部工場の飛灰のサンプルの提供をお願いします。	提供する予定です。
10	主灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		主灰の再資源化事業は、範囲外とのことですが、本事業との責任分界点等の条件は、今後公表される予定要求水準書等に明文化されるものと理解します。	要求水準書(案)3ページ、図表1-1に示されているとおりです。
11	主灰再資源化事業との取合条件	2	1	(1)	カ	(キ)		焼却残渣の再資源化の事業範囲として飛灰のみが対象であり、焼却主灰が事業範囲外とされている理由をご教示願います。セメント原料化等の再資源化までDBO事業範囲とし貯留方法等についても民間事業者の提案が可能とすることで、施設配置計画等において創意工夫を引き出すことが可能となるのでしょうか。	主灰のセメント原料化は市場が確立されているとの市の判断から本事業範囲外とすることとします。また、今後、再資源化の新分野・新技術などの展開も期待されることから、そうしたことを見極めながらこれら新技術等の採用を適時期に検討できるよう、主灰のセメント原料化を本事業範囲外としたものです。
12	契約の形態	2	1	(1)	ク			飛灰輸送企業は参加資格条件を満たした複数の企業で応募グループに参画するものとし、当該複数の飛灰輸送企業によるJVを輸送業務委託契約の相手先とする形態は可能でしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
13	事業期間	2	1	(1)	ケ	(イ)		「現工場(本施設干渉部分)の解体工事」とありますが、本施設干渉部分以外の解体工事の完了時期をご教示願います。	本事業運営開始により新工場へ焼却処理が切り替わった段階に解体を行う計画としており、具体的時期については計画決定後公表することとします。
14	関連外構工事	2	1	(1)	ケ	(イ)		関連外構工事完了:平成28年9月とありますが、関連外構とは何をさすのですか、具体的にご教示願います。	平成28年9月までに完了させる工事とは、暫定計画から将来計画への切替に係る工事が対象になります。具体的には、解体工事、搬入路工事、植栽工事、フェンス工事等になると考えております。それ以外の範囲の工事は、平成28年2月末日に完了させる必要があります。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
15	運営期間	2	1	(1)	ケ	(ウ)		運営期間が20年1ヶ月となる開始時期となっていますが、特別な理由があればご教示下さい。	本市の計画によるものです。
16	事業期間	2	1	(1)	ケ	(ウ)		本施設の運営期間が平成28年3月1日からとあり、初年度が1ヵ月間となります。運営期間の初年度を1ヶ月とした理由について御教示願います。	本市の計画によるものです。
17	事業スケジュール	3	1	(1)	サ			東日本大震災及びその復興対策の影響で、本事業に対する交付金にも影響を与える可能性もありうと考えますが、事業の全体スケジュールは実施方針の通り進められると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	特別目的会社の設立時期	4	1	(3)	ア			「落札者の決定後速やかに、民間事業者は、特別目的会社を設立する」とありますが、実際の運営業務の開始時期を考えると会社維持の経費の面で不合理もあるかと思料致します。想定する期日、期限がありましたらをご教示願います。また状況により、事前の準備など踏まえた最適な時期に変更は可能でしょうか。	基本契約締結前までに特別目的会社を設立するようお願いいたします。
19	造成工事の所掌	4	1	(3)	イ	(イ)		土地の造成工事が事業範囲に含まれていますが、造成は早期に着工し沈圧期間をできるだけとることが望ましいこと、用水路付替等は地元業者の方が地域との円滑な調整が期待できること、DBO事業範囲に含んでも他業務との相乗効果はなく、VFMが期待できないことから、DBO事業範囲から切り離し、別途発注されることが望ましいものと考えます。(他DBO事例でも、造成は地元で別途発注されることが一般的だと認識しております)	本市計画により工事期間が決まっており、分割発注による事業者の輻輳を避け、また、地盤に関する解決手法および施工体系についても事業者の提案に委ねることにより効率的な効果が見込まれることから当該工事を本事業に含むこととします。
20	運営業務	4	1	(3)	ウ	(イ)		良好な主灰とはどのような状態を想定したらよろしいでしょうか。また、基準の変更等により民間事業者に追加費用が生じる場合は御市にご負担頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.23をご参照ください。大幅な負担増加が生じる場合には協議を行うこととします。
21	良好な主灰	4	1	(3)	ウ	(イ)		『主灰処理に影響を与えないような良好な主灰』とは、具体的にどのような様な品質ですか？	No.23をご参照ください。
22	飛灰の山元還元	4	1	(3)	ウ	(ウ)		飛灰の再資源化は山元還元とありますが、セメント化など他の再資源化方法に変更することは可能ですか？	再資源化方法は山元還元のみとしております。
23	良好な主灰の排出	4	1	(3)	ウ	(イ)		市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出とありますが、主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の組成(熱灼減量、Cl含有量等)、サイズ等の定義を具体的に教示願います。	要求水準書(案)61ページの記載をご参照ください。なお、主灰処理に不相当であるCl含有量の上昇、粒度ふぞろいやガラの混入などを防止する設備を構築することとし、具体的な数値等については事業者の提案により判断することとします。
24	良好な主灰の排出	4	1	(3)	ウ	(イ)		「市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出」とあります。主灰の性状に関しては、ごみ性状・含有成分の影響を一義的に受けることとなり、ごみ処理施設運営面のみで良好な主灰を作り出すことは困難と考えますが、御市とセメント会社との間の協定等当該項目の示唆される条件を教示願います。尚、良好性の判定は主灰再資源化企業(セメント会社等)の主観・見解によりかねないため、要求水準を上回る格別の設備提案を行わなければDBO事業者でコントロールすることは困難です。本規定は定性的な規定であり、業務履行の適切性の定量的な判定方法につき、考え方をご教示願います。また、事前アンケート調査において、御市よりご質問のありました脱塩処理の可否に対する御市見解についても開示願います。	前段についてはNo.23をご参照ください。後段については脱塩処理は考えておりません。
25	良好な主灰の排出	4	1	(3)	ウ	(イ)		「市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出」とありますが、主灰処理への影響を勘案した主灰の排出を行う規定が本契約範囲内にある場合、実質的には民間事業者が本来契約範囲外である主灰の有効利用に関しても、リスクを負担することになります。このように市殿が単独で主灰の処理のリスク分担が出来ない場合、主灰の処理(資源化)に関しても本事業契約範囲内とし、応分のリスクを市殿、ごみ処理民間事業者、主灰の資源化事業者で分担することが、長期間の安定的な運営を行うためには最適と考えますので、事業範囲についての再考を提案します。特に輸送業務委託契約や飛灰処理業務委託契約に織り込まれる5年ごとの契約内容の見直し規定を入れることで、主灰の資源化事業者へも過度なリスク負担を負わせることなく、長期間の安定した事業運営が行えるものと考えます。	主灰処理に関するリスク分担の基本的考え方として、ごみ質・ごみ量によるものは市、運営に関するもの(設備運転等)は事業者が負担することとしており、適切なリスク分担によって事業継続が可能と考えます。事業範囲については、主灰の処理については将来の再資源化方法の変遷を考慮し、本市との単独・短期契約をもって事業安定性を確保することとします。
26	実施方針	4	1	(3)	ウ	(イ)		「市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出」を行うために、設備側での工夫や提案を期待している。と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
27	運営業務	4	1	(3)	ウ	(イ)		主灰処理に影響を与えないような良好な主灰の排出とありますが、良好と考える主灰の性状値について御教示願います。	No.23をご参照ください。
28	飛灰処理方式	4	1	(3)	ウ	(ウ)		山元還元以外の再資源化処理方法の採用は可能でしょうか。	No.22をご参照ください。
29	運営業務	5	1	(3)	ウ	(ク)		本施設の建屋(管理棟を含む)、敷地内の維持管理、清掃作業の中で、管理棟の具体的な範囲として、管理棟の建築設備、機器のメンテナンス、トイレ、床、居室部の清掃であり、備品什器類は含まないものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
30	運營業務	5	1	(3)	ウ	(サ)		(仮称)保全協議会では、どのような作業が発生すると想定したらよろしいでしょうか。	工場の円滑な運営を目的に、工場周辺自治会において(仮称)保全協議会を設立する計画であり、主な業務は年一回の総会、月一回の定例協議会、臨時協議会への参加、会場準備、必要資料等の準備、地域親睦行事への参加協力等想定していますが、詳細は協議会設立後に協議を行い決定する予定です。
31	地元の(仮称)保全協議会	5	1	(3)	ウ	(サ)		「地元の(仮称)保全協議会・・・運営協力等」とありますが、想定されているメンバー、実施内容、頻度等をご教示願います。	No.30をご参照ください。
32	地元の(仮称)保全協議会	5	1	(3)	ウ	(サ)		運營業務のうち地元の(仮称)保全協議会への参加・出席・運営協力等について、具体的な業務をご教示下さい。	No.30をご参照ください。
33	実施方針	5	1	(3)	ウ	(シ)		「本施設一般見学者への対応」とありますが、見学における見学希望者の受付、日程調整等の渉外業務は、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	一般見学者の受付、日程調整等は業務範囲とします。
34	一般見学者の対応	5	1	(3)	ウ	(シ)		見学問い合わせや受付業務は、市殿所掌と考えてよろしいでしょうか。運営事業者対応の場合、問い合わせの代表電話が運営事業者の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応による問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	No.33をご参照ください。
35	運營業務	5	1	(3)	ウ	(シ)		本施設の一般見学者の対応について、既存施設の見学者の年間実績件数、時期、人数(一般、学生含む)等を御教示願います。	[実施方針質疑 No.35 添付資料]をご参照ください。
36	運營業務	5	1	(3)	ウ	(ソ)		場外搬入道路、周辺道路の清掃作業について、貴市にて想定している方法、頻度等あれば教示願います。また、清掃時間帯についてのご指示がありますでしょうか。	たとえば、通報や苦情などを受けたときや受入日の定時(午前・午後各1回など)に搬入道路を点検するなどにより、ごみの散乱・落下状況等を確かめ、状況に応じて清掃・回収を行うなどにより搬入道路の清潔を保つことを想定しています。
37	運營業務	5	1	(3)	ウ	(タ)		「(電気事業法で規定する特定供給による。)」とありますが、御市が指定する市関連施設への電力供給が特定供給に該当する旨を所轄経済産業局に確認済みとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	売電リスク	5	1	(3)	ウ	(タ)		東日本大震災以降、現下の情勢では、今後のエネルギー政策や電力需給の動向は不透明であり、従って本事業にて発生する余剰電力の価値を長期にわたって見通すことは不可能と言わざるを得ません。については、売電収入等を事業者帰属にする条件を見直し、市帰属とすることを要請します。(見通しがつかない中で敢えて定量化する場合、民間はリスク費の形で固めの判断をせざるをえず、市が本来得べき利益を喪失することになるとも考えます)	売電収入については、事業者に帰属するものとします。ただし、社会環境の大幅な変動や政策変更等が生じた場合には、契約上の規定に基づき必要な対応をとります。詳細は募集要項に記載します。
39	売電リスク	5	1	(3)	ウ	(タ)		売電収入等を事業者帰属にする場合、余剰電力量はごみ質とごみ量により大きく変動します。リスク分担のごみ量・質のリスク負担を鑑み、余剰電力量変動リスクは市の負担、即ち実売却量にて算定・精算するものと理解します。(余剰電力売却収入は委託費において大きな割合を占め、売却単価変動リスクだけではなく売却量変動リスクまでとすることは民間にとって過大なリスクとなり、参入判断に大きな影響を与えます)	No.38をご参照ください。
40	特高受電	5	1	(3)	ウ	(タ)		電力に関して、特高を採用する場合、敷地までの引込みは電力会社との調整や分担金も含め、すべて市の所掌と考えてよろしいでしょうか。その場合、引込みの遅延による工期遅延は市のリスク負担と考えます。また、すでに電力会社と事前に協議されているなら、工程等概要をご教示願います。	すべて事業者の所掌とします。なお、事前協議では、施工に48ヶ月、負担金は約13億円となっておりますが、参考値とします。
41	余熱供給設備の取合条件	5	1	(3)	ウ	(チ)		余熱供給設備の維持管理は工場敷地内の取合点までと考えてよろしいでしょうか。また、有価で余熱供給する場合、単価・供給変動量に関してはDBO事業者でコントロールすることが不可能であり、供給先との調整等の業務を市の所掌とし、対価も市帰属とすべきものと考えます。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、具体的には園芸ハウスへの余熱供給についてのご質問と思いますが、これについては、供給先との調整は市の業務としますが、要求水準書に示す供給量は確保し、対価は事業者とします。
42	運營業務	5	1	(3)	ウ	(チ)		「新設余熱利用施設」とありますが、どの施設がどの程度の熱利用に該当しますでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
43	運營業務終了時の引継業務	5	1	(3)	エ			運営事業終了時の引継業務に「市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能」とありますが、民間事業者への継続はないと見込まれます。運営期間中の市殿によるモニタリングにより、高評価頂ける場合には、市殿にとってメリットがあると考えます。事業終了後の民間事業者の継続についてもご検討をお願い致します。	事業期間終了後の運営のあり方については未定です。なお、民間事業者への継続の可能性について現時点で排除するものではありません。
44	運營業務終了時の引継ぎ業務	5	1	(3)	エ	(7)		本事業終了後の本施設の継続利用について、運営事業者は業務受託企業として引き続き業務を行うことは可能でしょうか。	No.43をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
45	運營業務終了時の引継業務	5	1	(3)	エ	(イ)	(a)	第三者への引継ぎにおいて、民間事業者の競争上の地位を著しく害すると思われる場合は、提出提示出来ない図面等の文書・調達関連のノウハウ等が存在することをご理解頂き、一部の提出等を免除されるものと理解します。	事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするための図面や維持管理・補修に必要な書類は原則すべて提出することとします。ただし、事業者の営業上の守秘情報等の提出については出来る限り配慮することとします。
46	環境影響予測評価準備書	6	1	(4)	イ			「環境影響予測評価準備書」の閲覧時期・方法等についてご教示願います。	「環境影響予測評価準備書」については平成23年8月頃に公告、公告日から1ヶ月間を縦覧期間を予定しています。
47	環境影響評価準備書	6	1	(4)	イ			「環境影響予測評価準備書」の入手可能時期・方法についてご教示願います。	No.46をご参照ください。
48	環境影響評価の実施	6	1	(4)	イ			市が策定する「環境影響予測評価準備書」および契約締結後に提示する「環境影響予測評価書」の内容が著しく異なり、施設整備費用が大幅に増大するリスクについては、市の負担ということよろしいでしょうか。	「環境影響評価準備書」と「環境影響評価書」の内容とが著しく異なる場合には、協議することとします。
49	環境影響評価の実施	6	1	(4)	イ			市が策定する「環境影響予測評価準備書」および契約締結後に提示する「環境影響予測評価書」の内容が著しく異なり、施設整備費用が大幅に増大するリスクについては、市の負担ということよろしいでしょうか。	No.48をご参照ください。
50	公表日時の確認	6	1	(4)	イ			「環境影響予測評価準備書」は、募集要項の公表と同時期に示されることでしょうか。	No. 46をご参照ください。
51	特定事業の選定に関する事項	6	1	(4)	エ			主灰の処理 「市は、主灰の処理を本事業の範囲外とし別途実施する。」とありますが、この主灰についてお伺いします。主灰のセメント資源化処理に関するアンケート調査の際、現在熊本市にて発生している主灰の分析結果の提示がありました。この中で塩素濃度が高い数値も記載されていました。主灰の塩素濃度については、焼却されるごみに起因するとは思いますが、焼却方式や焼却炉メーカーによっても変動するかと考えられます。塩素濃度が高い主灰については、セメント資源化が困難となることも予想されますが、今回の焼却炉選定に当たって主灰の塩素濃度に対しては、どのようなお考えでしょうか。	ごみ質由来の塩素濃度を高めないように求めています。脱塩処理は考えておりません。
52	主灰の処理	6	1	(4)	エ			主灰の再資源化事業の実施方針の公表は何時頃を予定しておりますか？	主灰の再資源化事業については本運営事業開始と同時期を計画していますが、詳細については未定です。
53	実施方針	6	1	(4)	エ			主灰の資源化については本事業範囲外で実施していますが、その場合、本事業のような長期契約ではなく、通常の資源化取引と同様に1年ごとの契約改定となるものと考えてよろしいでしょうか。また、実施方針に記載の「良好な主灰の排出」が行われない場合、契約不履行と判断できるものと考えてよろしいでしょうか。	前段についてはNo.52をご参照ください。後段については、主灰の排出状況について確認し、その結果性能未達となる可能性があります。
54	実施方針	6	1	(4)	エ			主灰の処理を本事業の範囲外とし別途実施することとしているが、市がリスクを負うことになるのではないかと。本事業で民間事業者が責任を持たせ、その担保をとるべきではないかと。	ご意見として承ります。
55	実施方針	6	1	(4)	エ			主灰の処理を本事業の範囲外年別途実施することとしているが、セメント資源化とする場合、契約期間は数ヶ月～1年間であり、契約の可否はその都度判断できるものと考えてよろしいでしょうか。仮に1年間を超える場合、灰の性状の変化や社会情勢の変動が認められた時点で、契約の調整が必要になるものと考えます。	No.52をご参照ください。
56	住民への対応	6	1	(4)	カ			市が実施する業務として、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者の協力のもと行うとありますが、運営事業者の協力の範囲をご提示願います。	一次対応は事業者にてお願いします。その後の対応については市が実施し、事業者は市に協力いただけるようお願いいたします。
57	施設整備費及び運営委託費の支払い	6	1	(4)	ク			運営事業者を支払われる運営委託費には飛灰の輸送業務委託費および飛灰処理業務委託費は含まれず、飛灰輸送企業および飛灰処理企業にそれぞれ別途支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、SPCに対し、業務全体を統括することを求めます。
58	選定スケジュール	7	2	(1)				応募する企業または企業グループとの対話が平成23年9月に、入札書類の提出が同10月に予定されていますが、貴市のご意向を十分加味した提案内容とするためにも対話の時期をできるだけ早く、対話から書類提出までの期間を十分に割いていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
59	応募者の構成	7	2	(2)	ア	(ウ)		「構成企業にあつては、・・・また、構成企業の内本施設の建築部分の設計・施工を行う企業、土木部分の設計・施工を行う企業、・・・」とありますが、建築部分および土木部分の設計・施工を行う企業の両方を、本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業が兼ねることとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	応募者の構成	7	2	(2)	ア	(ウ)		本施設の運転・維持管理を行う企業は、その一部を担当する場合でも必ず構成員となり、特別目的会社への出資を必要とするという理解で宜しいでしょうか。また、本施設の運転・維持管理を行う企業が複数の場合、その主要業務を担う企業が特別目的会社への出資を行うことよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については当該企業すべてが特別目的会社への出資が必要となりますが、出資比率については提案によることとします。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
61	応募者の構成	8	2	(2)	ア	(オ)		代表企業、構成企業の変更について、特段の事情があると認められる判断基準をご教示願います。	市が当該事情を勘案した上で、個別に判断します。
62	応募者の参加資格要件	9	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」とは、「プラント部分の設計・施工を行う企業」、「建築部分の設計・施工を行う企業」、及び「土木部分の設計・施工を行う企業」で構成される(単独又は複数の企業)ものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	応募者の参加資格要件	9	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」に必要な条件として、「○応募者(企業グループにあってはその構成員および協力会社)のうち、本施設の設計・施工を担当する企業(単体又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))の代表者)は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。」とありますが、その満たすべき条件の内容から、「プラント部分の設計・施工を行う企業」を想定されているものと推察いたします。 従いまして、本施設の設計・施工を担当する企業が単体の場合は、建築部分及び土木部分の設計・施工業務は下請方式となり、その場合、下請となる「建築部分の設計・施工を行う企業」及び「土木部分の設計・施工を行う企業」は、協力企業として企業グループの構成企業となるものと考えてよろしいでしょうか。 また、下請となる「建築部分の設計・施工を行う企業」及び「土木部分の設計・施工を行う企業」が満たすべき条件は、以下の通りと思慮いたしますが、いかがでしょうか。 「○応募者(企業グループにあってはその構成員および協力会社)のうち、本施設の設計・施工を担当する企業(単体又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))の代表者)が満たすべき条件として記載されているもののうち、a、c、eについては、同様に満たすべき条件とし、d、gは満たすべき条件としない。b、fについては以下の内容とする。 「b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事及び土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。」 「f 本施設工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者として専任で配置できること。(建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。) ア)建築一式工事又は土木一式工事について建設業法に規定する技術者 イ)直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者	入札参加資格の条件は応募者に対し行うものであり、そのうち設計・施工を行う企業への条件が「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」となりますが、当該条件は工事請負契約における元請け企業に対する条件となります。 ・「本施設の設計・施工を担当する企業(単体又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))の代表者)とは本事業において締結する工事請負契約における元請け企業に対しての条件であり、よって、可能性として建築または土木部分の設計・施工を行う企業も含まれます。 ・下請け方式となる場合の下請け企業が応募者として参加することは、事業者及び当該企業の提案によるものとします。 ・下請け方式となる場合の下請け企業が応募者に含まれるときの条件は「イ 応募者の参加資格条件(ア) 共通の参加資格条件」のみとなります。当該企業が応募者に含まれない場合は、工事請負契約における単なる下請負企業であり、本市参加資格条件の非対象者となります。
64	応募者の参加資格条件	9	2	(2)	イ	(イ)		「本施設の設計・施工を担当する企業」とは、プラント・土木・建築等、建設請負工事に関わる全ての構成員・協力企業を指すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	本施設の設計・施工を行う企業	9	2	(2)	イ	(イ)		プラントメーカーがa～gの条件を全て満たしていれば、本施設の設計・施工を担当することができ、ゼネコンはa～gの条件を全てクリアする必要はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
66	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」に必要な条件として、「○本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしていること」とありますが、ここでいう「構成員」とは、特別目的会社に出資する企業としての構成員ではなく、共同企業体の構成員と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」に必要な条件は、「応募者のうち、本施設の設計・施工を担当する企業の代表者」に必要な条件と「本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者以外の構成員」に必要な条件の2つの要件によって構成されており、その記載内容から、前者は「プラント部分の設計・施工を行う企業」を想定されたものであり、後者は「建築部分の設計・施工を行う企業」及び「土木部分の設計・施工を行う企業」を想定されたものであると推察いたします。 ①後者に必要な条件として「b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る建設業の許可を有すること。」との記載がありますが、前述の趣旨から「清掃施設工事」ではなく、「建築一式工事及び土木一式工事」ではないでしょうか。また、「清掃施設に係る(一般)建設業の許可」であれば非常に業者数が限定されるため、「一般建設業」ではなく「一般建設業又は特定建設業」とし、「b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事及び土木一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。」となるものと思慮いたしますが、いかがでしょうか。 ②後者に必要な条件として「dア)清掃施設工事について建設業法に規定する技術者」との記載がありますが、同様の趣旨から「建築一式工事又は土木一式工事」についての建設業法に規定する技術者ではないかと思慮致しますが、いかがでしょうか。	No.63をご参照ください。 建設業許可については、本工事契約における業種が建設業法上の「清掃施設工事」であるため、本条件に必要な建設業許可は「清掃施設工事に係る建設業の許可」となります。
68	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(ウ)		「応募者(企業グループにあってはその構成員および協力会社)のうち、本施設施設の運転及び維持管理業務を担当する企業は、次の条件をすべて満たすこととする」とありますが、本施設施設の運転及び維持管理業務を複数の企業で担当する場合は、複数の企業で当該条件を満たせばよいものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
69	応募者の参加資格条件	10	2	(2)	イ	(イ)		共同企業体の場合の代表者以外の構成員の条件について、b.清掃施設工事に係る建設業の許可を有することとあることから、プラントの設計・施工に関わる企業に対する条件という解釈で宜しいでしょうか。	No.63をご参照ください。
70	運転業務の発注	10	2	(2)	イ	(ウ)		運転業務に関して、SPCから構成員もしくは協力会社に請負の形で発注することは再委託に該当しないものと考えてよろしいでしょうか。尚、この場合、運転事業所登録は発注を受けた構成員もしくは協力会社となります。	SPCより、運転業務の一部を構成員及び協力会社に委託することは可能です。
71	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」に必要な条件として、「本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしていること」とありますが、ここでの「構成員」とは特別目的会社の構成員ではなく、企業体としての構成員と考えるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」の中で、「共同企業体の場合において必要な条件として、「企業の代表者」と「代表者以外の構成員」とに構成されておりますが、その記載内容から、「代表者」は「プラント部分の設計・施工を行う企業」を想定され、「代表者以外の構成員」は「建築及び土木部分の設計・施工を行う企業」を想定されたのではないのでしょうか。その場合、「代表者以外の構成員」の必要な条件は、「清掃施設工事」ではなく「建築一式工事及び土木一式工事」と推測いたしますが、いかがでしょうか。また、「建設業法第3条第1項に規定する清掃施設工事」は「一般建設業」を指しますが、それでは業者数が1,2社と限定されるため、「一般建設業又は特定建設業」とし、「b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項及び第6項に規定する建築一式工事および土木一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有すること」となるものと思慮いたしますが、いかがでしょうか。	No.67をご参照ください。
73	応募者の参加資格要件	10	2	(2)	イ	(イ)		「(イ)本施設の設計・施工を行う企業」に必要な条件として、「本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者以外の構成員」の必要な条件として、「d ア)清掃施設工事について建設業法に規定する技術者」との記載がありますが、質問番号2の趣旨から、「建築一式工事又は土木一式工事についての建設業法に規定する技術者」ではないかと思慮いたしますが、いかがでしょうか。	No.67をご参照ください。
74	本施設の設計・施工を行う企業	10	2	(2)	イ	(イ)		本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合、代表者以外の構成員の条件が定められていますが、ゼネコンを協力企業としてプラントメーカーの下請方式にする場合、ゼネコンはp8のイ、(ア)の条件をクリアしていればよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
75	飛灰の輸送及び再資源化を行う企業	11	2	(2)	イ	(エ)		本施設で発生する飛灰の輸送及び再資源化業務を担当する企業について、熊本市の入札参加資格者名簿に登録されていることが含まれておりますので、a,bの条件をすべて満たす企業をご教示下さい。	市の本事業に関するホームページを確認ください。 (参考)入札参加資格者名簿 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/asp/kiji_detail.asp?LS=73&ID=6444&pg=2&sort=0 (参考)熊本市の特別管理産業廃棄物の収集運搬許可業者のリストのURLは以下のとおりです。なお、許可に関しては熊本市の許可であることは求めていません。 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun_57404_22H23tokkansyuun.pdf
76欠番									
77	価格要素	11	2	(3)	イ	(ア)	b	運営費等の「等」には何が含まれているのか御教示願います。	プラントの運営にかかる処理委託費、飛灰の輸送業務委託費、飛灰の処理委託費が含まれます。
78	事業者選定基準	12	2	(3)	イ	(イ)		非価格要素の配点、採点基準、評価基準等評価の詳細は入札公告時に示されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	非価格要素審査及び価格要素審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	b	予定価格は入札参加を判断する際に必要となるため、入札公告時に公表して頂くことをお願いします。	入札公告時に公表します。
80	形式審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	a	「技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること」との記載がありますが、市の要求する性能要件とは、要求水準書の[アウトプット仕様]及び「インプット仕様のうち【変更できない仕様】」が該当するものと理解します。	「変更できない仕様」を遵守するとともに、「参考となる仕様」のレベルを満足するものとします。
81	価格要素審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	b	「価格要素審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。」とありますが、最低制限価格の設定、低入札価格調査の実施の有無についても、募集要項にてご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
82	非価格要素審査及び価格要素審査	12	2	(3)	ウ	(ウ)	b	価格要素審査における予定価格は公表されるのでしょうか。	No.79をご参照ください。
83	審査結果の公表	13	2	(3)	エ			落札者の選定に対する透明性・公平性を確保するためにも、非価格要素審査の審査講評につきましては、各審査項目の採点根拠について詳細に公表をお願いします。	ご意見として承ります。
84	特別目的会社の設立	13	2	(5)	ア			「落札者は、(中略)特別目的会社を熊本市内に設立する」とありますが、合理的観点(事業費削減という貴市にとってのコストメリット等)から、当該施設内に特別目的会社の本店登記をすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
85	特別目的会社の設立場所	13	2	(5)	ア			特別目的会社の本社所在地を市内に設立する場合、運営業務の効率や対応の観点から処理施設内への設置を希望します。	NO.84をご参照ください。
86	特別目的会社の設立場所	13	2	(5)	ア			市殿と民間事業者とで締結する「基本協定」により、特別目的会社の設立は担保されることから、特別目的会社の設立時期を「試運転前」にすることを検討頂けないでしょうか。	特別目的会社は基本協定締結後、基本契約締結前までに速やかに設立いただく予定です。ただし、資本金は運営開始前までに市が求める額を計上すればよいものとします。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
87	確認	13	2	(5)	ア			「落札者は、・・・特別目的会社を熊本市内に設立する。」とありますが、市におけるメリット等の合理的観点から、運営段階においては、本店所在地を本施設内に登記することをお認め頂けないでしょうか。	NO.84をご参照ください。
88	提出書類の取扱い・著作権	13	2	(6)				応募に係る提出書類や提出した資料には秘密情報を含む企業のノウハウが集積しているため、公表又は公開される場合には事前に応募者の確認を得て頂くことをお願いします。	必要に応じて応募者の確認を得るようにします。詳細は募集要項に記載します。
89	提出書類の取扱い	13	2	(6)				「応募に係る(中略)審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。」とありますが、提出書類には、 ・公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ・弊社納入先に関する情報(公開に関して納入先のご承諾が必要な情報) が含まれるため、公表に際しては、事業者側と協議頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	No.88をご参照ください。
90	提出書類の取扱い・著作権	13	2	(6)				「事業者選定の目的以外には使用しないが返却はしない。」とありますが、市殿にて適正に処分いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	提出書類の取り扱い	13	2	(6)				「応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、熊本市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。」とありますが、公表・公開に際しては、内容に関して応募者と事前に協議頂けるものと理解します。	No.88をご参照ください。
92	提出書類の取扱い	13	2	(6)				審査結果の公表において、市は提出図書の必要な範囲を公表できるとありますが、事業者のノウハウに関わる内容を含みますので、事前に可否確認のご連絡をお願いします。	No.88をご参照ください。
93	引渡性能試験実施時の環境計測等	14	3	(3)	ア			「市が認める計量証明機関」とありますが、具体的な認可規定等があれば教示願います。	「市が認める計量証明機関」とは、費用を負担する建設請負事業者が選定し、市の承認を受けた機関という意味です。なお、都道府県に環境計測についての計量証明事業者登録を行っていることが必要になります。
94	運營業務の状況	15	3	(3)	イ			「原則として、監視により確認された運營業務の状況については、公開されるものとする。」とありますが、公開に際しては、運営事業者との事前協議を必須として頂きますようお願いいたします。	公開する項目については、事前に協議を行います。
95	高さ制限	16	4	(1)	ウ	(ウ)		高さ制限が航空法によるものとありますが、具体的な高さを建築物及び工作物においてご教示願います。	当該地域における高さ制限は航空法に拠るものと解釈下さい。
96	緑化率	16	4	(1)	ウ	(キ)		緑化率が20%以上とありますが、添付資料1に表示のある破線で囲われた範囲内(新規事業予定地)で確保するものと考えてよろしいでしょうか。なお、既存の敷地も含む場合は、既存の緑地面積をご提示願います。	実施方針の添付資料1の赤い破線で囲まれた範囲内で確保するものとします。
97	浸水想定区域	16	4	(1)	ウ	(ク)		「浸水想定区域(2～5mの浸水が想定される)」とありますが、これは標高からの高さと考えてよろしいでしょうか。	標高ではなく、現地盤高からの高さになります。詳しくは、熊本市ホームページ内、熊本市ハザードマップ(白川・坪井川)をご参照ください。 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/asp/kiji_detail.asp?ID=8454&mid=2&LS=8
98	立地、規模、配置	16	4	(1)				東日本大震災ではごみ中間処理施設においても被害がでておりますが、今後公表される要求水準書などにおいて新たな条件の提示がされるのでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
99	その他法規制	16	4	(1)	ウ	(ク)		事業用地は全体が浸水想定区域に含まれるのでしょうか。詳細な浸水想定区域をご提示願います。	No.97をご参照ください。
100	可燃性粗大ごみ破砕機	17	4	(2)				現西部環境工場と同等の破砕機が要求されていますが、同等とすべき要求仕様についてご教示下さい。	要求水準書(案)P46記載のとおりです。詳細は募集要項に記載します。
101	契約形態	21	添付資料2					⑦輸送業務委託契約、⑦飛灰処理業務委託契約を市殿と協力会社(飛灰輸送企業、飛灰処理企業)間で締結することになっています。委託代金の支払いは、市殿と⑦協力会社間で直接行われるという解釈で宜しいでしょうか。	No.57をご参照ください。
102	契約形態	21	添付資料2					建設請負事業者(プラント施工企業、建屋施工企業)は1社構成でも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	事業に係るリスク分担(案) 【制度・法令変更】	22	添付資料3					「本件事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク」は、民間事業者でコントロールできるものではなく、また、その変更内容によっては、本件事業に影響が及び、民間事業者の負担が多くなることも考えられます。本リスクの分担は貴市の分担としていただくか、その都度事業者と協議の上、決定できるものとして頂きますようお願いいたします。	詳細は募集要項に記載します。
104	事業に係るリスク分担(案) 【税制変更】	22	添付資料3					「民間事業者の利益に課せられる税制度変更」のリスクは、民間事業者でコントロールできるものではなく、また、その変更内容によっては民間事業者の負担が多くなることも予想されます。本リスクの分担は貴市の分担としていただくか、その都度事業者と協議の上、決定できるものとして頂きますようお願いいたします。	詳細は募集要項に記載します。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
105	事業に係るリスク分担(案) 【物価変動】	22	添付資料3					物価変動のリスクに関して、一部民間事業者が負担する分担となっています。他の事例では、民間事業者の負担割合を「年間委託費の3%～5%」と設定する例が散見されます。 この場合、民間事業者が負担する実際の費用は、年間数百万～数千万となることが予想され且つ「物価変動」は、民間事業者の裁量でコントロールできるものではないことから、民間事業者の事業者努力で吸収し得る範囲を大幅に逸脱することが想定されます。 また、反対に物価指数が下がった場合は、実際の市況価格に見合わない過剰な費用を貴市が負担することにもなりかねません。 事業を適切に維持させる為、また、貴市・民間事業者の適切なリスク分担を担保する為にも、適正な負担割合として「1%程度」に設定いただくことをご検討いただきますようお願いいたします。	詳細は募集要項に記載します。
106	事業に係るリスク分担(案) 【環境保全】	22	添付資料3					「環境影響評価準備書」の内容と、契約締結後に提示される「環境影響評価書」の内容とが著しく異なる場合に生じるコスト増大」とありますが、このような事態が生じた場合は協議の上、設計変更して頂けると解釈してよろしいでしょうか。	「環境影響評価準備書」と「環境影響評価書」の内容とが著しく異なる場合には、協議することとします。
107	事業に係るリスク分担(案) 【第三者賠償】	22	添付資料3					リスク項目に「第三者賠償金利変動」とありますが、「第三者賠償」の誤りと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	事業に係るリスク分担(案) 【不可抗力】	22	添付資料3					不可抗力のリスクに関して、民間事業者に「(○)」となっていますが、不可抗力に関しては民間事業者の裁量でコントロールできるものではありません。 つきましては、不可抗力リスクに関しては、貴市の分担としていただきますようお願いいたします。	不可抗力にかかるリスクは原則市が負担しますが、一部民間事業者にも負担を求める予定です。 詳細は募集要項に記載します。
109	全期間 制度・法令変更	22	添付資料3					新たな法律が制定された場合、それが「本件事業に係る関係法令・許認可」なのか「本件事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可」なのかの判断が困難です。 そのような場合は、市殿と民間事業者間でリスク分担について協議できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	制度・法令変更	22	添付資料3					「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」は、本件事業に係る関係法令・許認可という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	全期間 物価変動	22	添付資料3					インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定範囲内/一定範囲を超えた部分)とありますが、『一定範囲』とはどの程度の範囲を考えるとよろしいでしょうか。具体的な指標がありましたら、ご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
112	事業に係るリスク分担(案)	22	添付資料3					新税の設立に伴うリスクが民間事業者の負担となっておりますが、将来の新税設立はその内容等の想定も困難であり、民間事業者にとっては過度なリスク負担となるため、市殿にリスク分担頂きたくよろしくお願い致します。	新税の内容により、リスクの分担は異なります。
113	事業に係るリスク分担(案)	22	添付資料3					(一定の範囲)の具体的な基準について入札公告時における明文化をお願いします。	詳細は募集要項に記載します。
114	物価変動リスク	22	添付資料3					インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスクで民間事業者が負担するリスクの「一定の範囲」についてご提示ください。	No.113をご参照ください。
115	不可抗力リスク	22	添付資料3					民間事業者は従たるリスクの分担となりますが、従たるリスクの範囲をご提示願います。	No.108をご参照ください。
116	事業に係るリスク分担(案)	22	添付資料3					物価変動の「一定の範囲」について、具体的な数値・指標を御教示願います。	No.113をご参照ください。
117	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					主灰、飛灰など副生成物に関するリスクが民間事業者の負担となりますが、あくまで民間事業者に帰責事由のある場合に当該リスクを負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	事業に係るリスク分担(案) 【副生成物】	23	添付資料3					「副生成物に関するリスク」とありますが、副生成物が基準未達となった場合と解釈してよろしいでしょうか。また、副生成物に飛灰が含まれていますが、飛灰は事業者により有効利用するため、対象外と考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については飛灰の性状に関するリスクは原則民間事業者の負担になります。詳細は募集要項に記載します。
119	用語の定義	23	添付資料3					分担欄において「○:主たるリスク」と「(○):従たるリスク」とありますが、それぞれの用語の定義についてご教示下さい。	主たるリスクは、主としてリスクを負担する主体を指します。
120	建設段階 工事遅延	23	添付資料3					提示条件では予見できない地中埋設物の処理等による工期遅延・工事費増大リスク分担は、市殿所掌にてお願い致します。	地中埋設物から工期遅延や工事費増大の場合には協議します。
121	運営段階 ごみ質・ごみ量	23	添付資料3					搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲内)とありますが、『一定範囲』とはどの程度の範囲を考えるとよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
122	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク(一定範囲以内)について、民間事業者に従たるリスクを設定しておりますが、計画ごみ質の範囲を超えたごみ質に対するリスクを民間業者に課すことは合理性がないことから、市殿にて負担頂きたくよろしくお願い致します。事業者の負うべき責任と考えられる部分がある場合には、具体的にご教示願います。	計画ごみ質の範囲を超えるごみ質変動が生じ、かつ、その影響が一定範囲を超えた場合、当該変動に起因するリスクを原則市が負担します。 詳細は募集要項に記載します。
123欠番									
124	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					主灰、飛灰など副生成物に関するリスクについて、民間事業者の主たるリスクを設定されておりますが、主灰の再資源化(セメント化)は市殿業務範囲であることから、主灰の性状リスクに関しては、運搬車両への積み込みまでを民間事業者が負担し、以降は市殿が負担するものと理解します。また、ごみ質が契約で規定した範囲を著しく超えたことに起因する副生成物の性状に関するリスクについても、市殿負担と理解します。	ご理解のとおりです。
125	事業に係るリスク 分担	23	添付資料3					運営段階/副生成物で、主灰、飛灰など副生成物に関するリスクについては、搬入されるごみ量・ごみ質に起因する場合もあることから、市殿のリスクでもあったと考えます。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	意見・質問内容	回答
126	ごみ量・ごみ質リスク	23	添付資料3					搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質の変動によりコスト変動リスクについては事業者が従分担するものと示されていますが、変動に対し事業者はコントロールし得ないと考えます。事業者の負うべき責任とは具体的にどのような部分を指しているのでしょうか。	No.122をご参照ください。
127	建設段階における既存施設への影響	23	添付資料3					既存施設の運営に影響を及ぼすリスクについては事業者が主分担するものと示されていますが、運営への影響、及び事業者の負うべき責任とは具体的にどのようなことを指しているかご提示願います。	例えば、建設段階における民間事業者の工事上の不手際等により、既存施設の安定稼働が損なわれた場合等を指します。
128	事業に関わるリスク分担(案)	23	添付資料3					「募集資料などから予測できない事業用地の土壤汚染・埋蔵物等による費用の増加は市のリスク負担」との記載がある一方、要求水準書(案)のp28、3-6-13地中障害物において「建設請負事業者の負担により適切に処分すること」となっています。本事業において予測できない地中障害が発見された場合、建設請負事業者が処分を行い、その費用は貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか？	要求水準書(案)では「障害となる地中障害物がある場合は、建設請負事業者の負担により適切に処分すること」と記載しておりますが、「障害となる地中障害物が発見された時点で協議を行うものとする」に修正いたします。
129	事業に関わるリスク分担(案)	23	添付資料3					「募集資料などから予測できない事業用地の土壤汚染・埋蔵物等による費用の増加は市のリスク負担」との記載がありますが、改正土壤汚染対策法に伴う届出等については、契約時点では完了しているものと考えてよろしいでしょうか？ また、改正土壤汚染対策法に伴う土壤調査命令が出た場合、工事着工が遅れることが考えられます。その場合、工期等については変更協議が可能と考えてよろしいでしょうか？	事業用地内の土壤汚染対策については、環境アセスによる土壤調査結果を基に事前協議を済ませており、事業による発生土の持ち出しは行わない計画です。改正土壤汚染対策法に伴う届出は契約後に行う予定です。 また、埋蔵文化財については、試掘調査による埋蔵文化財が無いことが確認されておりますが文化財保護法に基づく届出は必要とします。 なお、上記事項による工事着工の遅れは生じないものと想定しています。
130	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					ごみ質・ごみ量の「一定の範囲」について、具体的な数値を御教示願います。	NO.121をご参照ください。
131	事業に係るリスク分担(案)	23	添付資料3					主灰、飛灰などの副生成物に関するリスクは民間事業者のみ分担されておりますが、灰はごみ質(鉛や水銀の混入等)に影響する場合がありますため、貴市もリスクを分担していただけないでしょうか？	NO.122をご参照ください。
132	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					発電量の変動に関するリスクのみが記載されていますが、売電単価の変動(RPSに関する法制度の変更を含む)は民間事業者ではコントロールできませんので、本リスクについては御市負担としてください。売電収入が事業者帰属となっている本事業では、売電単価の変動により計画していた収入が得られない場合には事業の安定継続に影響を及ぼす可能性があります。	売電単価の変動リスクは民間事業者に負担いただきます。
133	事業に係るリスク分担(案) 【電力に関するリスク】	24	添付資料3					電力供給量は余熱供給先の負荷により大きく影響されるため、余熱供給先の熱供給量や負荷パターン等が計画時の受領資料から推定できない場合や大きく異なる場合は、「計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にならぬ場合」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	事業に係るリスク分担(案) 【熱に関するリスク】	24	添付資料3					熱に関するリスクについては、蒸気の供給に関する記載しかありませんが、温水の供給についても同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	事業に係るリスク分担(案) 【施設破損、利用者】	24	添付資料3					「施設破損のリスク」及び「利用者のリスク」は、その要因が民間事業者による場合のみ民間事業者のリスク分担との解釈でよろしいでしょうか。	付保等により、リスク対応を行ってください。当該事象について、民間事業者に帰責事由がないことを、民間事業者が立証した場合、原則市が当該リスクを負担します。
136	事業に係るリスク分担(案) 【既存施設への影響】	24	添付資料3					「既存施設への影響のリスク」とありますが、既設の運営方法を含め、具体的な内容についてご教示願います。	工事期間中、現西部環境工場の運営に支障がないように行ってください。
137	運営段階 技術革新	24	添付資料3					①技術革新とは法改正等により納めた設備が対応できない場合に新技術によるプラントの機能向上で対応することと考えてよろしいでしょうか。 ②プラントの機能向上のため、新たに開発された技術の採用による改良等を行う場合のリスクは民間事業者の分担になっていますが、市殿と実施及び費用の負担について協議させて下さい。	技術革新とは①と②のどちらの場合も想定しています。①についての費用分担は協議とし、②については、原則民間事業者の負担で実施いただきます。
138	運営段階 施設破損	24	添付資料3					操業による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクは、事業者所掌と考えますが、大震災等の天災による増大リスク分担については、市殿所掌にてお願い致します。	NO.108をご参照ください。
139	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					蒸気供給用埋設管(敷地内)の破損・更新等にかかるリスクについては、帰責事由が民間事業者が無い場合は免責されるものとします。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
140	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					ユーティリティの事故・故障による経費増大、運転停止リスクについては、帰責事由が民間事業者が無い場合は免責されるものとします。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
141	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					入札段階で想定し得ない技術革新によって生じる、陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコストについては、現段階で将来の技術革新を計ることは出来ないことから、民間事業者へのリスク設定は不相当と理解しますので、ご再考願います。事業者の負うべき責任と考えられる部分がある場合には、具体的に教示願います。	No.137をご参照ください。
142	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクについては、帰責事由が民間事業者が無い場合は免責されるものとします。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
143	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					見学者など施設利用者の事故に対するリスクについては、市殿が行う行政視察対応や見学者自身の不注意等帰責事由が民間事業者が無い場合は免責されるものと解釈します。(事故の原因が、施設整備不備等運営に係る事由による場合は除く)	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
144	事業に係るリスク分担	24	添付資料3					運営段階/技術革新で、「陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト」が民間事業者の分担となっておりますが、将来の技術革新を見込むことは困難ですので、市殿の分担に変更を希望します。	No.137をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
145	事業に係るリスク分担	24	添付資料3					運営段階/施設破損で、「事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク」が民間事業者の分担となっていますが、「同(民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)」は民間事業者の分担、「同(民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持って排除できない場合)」は市殿の分担に変更することを希望します。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
146	運営段階技術革新	24	添付資料3					陳腐化による変更コストについて事業者が主分担するものと示されていますが、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。	No.137をご参照ください。
147	利用者	24	添付資料3					市の斡旋による施設利用者の事故に対するリスクは市が分担いただけないでしょうか。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
148	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					蒸気供給用埋設配管(敷地内)の破損・更新等にかかるリスクに、(破損・更新等の帰責事由が受託者にある場合)を追記願います。 また、敷地内の対象配管・設備は、民間事業者の設計施工範囲内と認識してよろしいでしょうか？	前段に関しては、帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には市の責任となります。後段については、ご理解のとおりです。
149	事業に係るリスク分担(案)	24	添付資料3					事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスクが民間事業者のみ背負うこととされており、不可抗力が影響する場合もあるので、(破損・更新等の帰責事由が受託者にある場合)を追記願います。	帰責事由がないことを民間事業者が立証した場合には、市の責任となります。
150	事業に関わるリスク分担(案)	24	添付資料3					民間事業者が既存施設の運営に影響を及ぼすリスクに関する記載はありますが、既存施設の運営が、民間事業者に影響を及ぼすリスクに関する記載がありません。前述のリスクについては貴市の負担と考えてよろしいでしょうか？ また、既存施設の運営(定期補修等)で事前にリスク提示できる事項があれば御教示願います。	適切な区分をすることで、既存施設の運営が民間事業者に影響を及ぼすことはないと考えております。
151	特別目的会社の設立	25	添付資料4	1	1.1	(1)		本施設の建設工事終了後に、運営事業者の本店所在地を本施設内として法人登記することは可能でしょうか。	NO.84をご参照ください。
152	代表企業の保証	25	添付資料4	1	1.2			一定の制限を設けるとありますが、例えば運営委託費の単年度相当額の10%を上限とするなど、過度な負担とならない様な設定をお願いします。また、運営事業者は保証を引き受ける代表企業への保証料の支払いが生じるため、過度な保証の設定は事業費の増大を招きます。	詳細は募集要項に記載します。
153	主要な契約条件	25	添付資料4	1	1.2			『運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償する』とありますが、特別目的会社に出資しない「協力企業」は、運営事業者と連帯して損害賠償の責を負わないと解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
154	基本契約	25	添付資料4	1	1.1			「運営事業者の定款において、会社法(平成17年法律第86号)第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること」とありますが、監査法人又は公認会計士による監査を行った当該書類を提出することで、第三者による監視機能は十分に効果があるものと思料します。従って、機関上の会計監査人の設置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
155	主要な契約条件	25	添付資料4	1	1.1	(4)		「代表企業は、本施設の引渡しから事業期間を・・・5,000万円以上維持すること。」とありますが、設立から引渡しまでの期間においては、民間事業者が事業運営に差支えない資本金を提案できるものと理解致します。	ご理解のとおりです。
156	主要な契約条件	25	添付資料4	1	1.1			運営事業者の本店住所は、事業予定地内としてもよろしいでしょうか。	NO.84をご参照ください。
157	特別目的会社の設立	25	添付資料4	1	1.1	(5)		会計監査人の設置を定めとありますが、事業内容、会社の規模等から考えた場合、公認会計士による監査を受ければ十分に目的を果たせると考えます。会計監査人の設置を任意としていただけないでしょうか？	詳細は募集要項に記載します。
158	代表企業の保証	25	添付資料4	1	1.2			代表企業の債務保証とありますが、SPCは特別目的会社で特定の事業しか行いませんので、安定した財務体質となると考えます。当該債務保証は必要ないと考えますがいかがでしょうか？	代表企業による債務保証は求めます。
159	代表企業の保証	25	添付資料4	1	1.2			「一定の制限」について御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
160	履行保証	26	添付資料4	2	2.1			建設請負事業者が差し入れる契約保証金又はこれに代わる担保については、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社)の保証も認めていただくことを願います。	認めます。
161	建設請負契約引渡し条件等	26	添付資料4	2	2.2			「ライフサイクルにわたる施設の運営維持管理の考え方」とは具体的にどのような内容でしょうか。	本施設のライフサイクルとして35年間を想定していることから、本期間を念頭においた場合の運営維持管理の考え方を、ご実績を踏まえ、提案ください。
162	履行保証	26	添付資料4	2	2.1			「・・・金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。」とありますが、これに代わる担保として市殿が想定しているものをご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
163	事前準備	26	添付資料4	2	2.5			「本施設の試運転及び引き渡し性能試験において、本施設の運転業務については、運営事業者が建設請負事業者から受託して行う」とありますが、要求水準書(案)に記載あるとおり、運営事業者は建設請負事業者から指導・教育を受ける段階であり、運転業務を受託するに必要な技量を持ち合わせておりません。また、業務委託契約とすると建設請負事業者の指導員は、偽装請負の兼ねいから、運営事業者の運転員に直接指示命令を行えず、教育本来の目的が果たせないと思料致しますので、本条件はご再考願います。	運営事業者が試運転の開始時期より施設に関与し、教育効果を高めるために記載したものです。「試運転に係る業務は、建設請負事業者が運営事業者に委託して行う。」を「建設請負事業者は試運転開始時点から、運営事業者を参加させて実施する。」に修正します。
164	建設請負契約における履行保証について	26	添付資料4	2	2.1			契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる、とありますが、「これに代わる担保」には、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証も含まれていると解釈してよろしいでしょうか。契約の保証の選択肢を増やすことで、参加企業者の競争性が高まるだけでなく、コスト抑制が図られ、ひいては市の利益に繋がるものと考えます。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	対応部分	項目 1	項目 ②	項目 ③	項目 ④	意見・質問内容	回答
165	契約保証金	27	添付資料4	3	3.1			運営事業者が差し入れる契約保証金又はこれに代わる担保については、保証事業者(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の規定に基づき登録を受けた保証事業者)の保証も認めていただくことをお願いします。	ご理解のとおりです。
166	本施設の運営業務	27	添付資料4	3	3.3			「運営事業者は、事業期間終了後も…運営維持管理計画を策定し、これを実行する。」とありますが、運営事業者が実行する範囲は何でしょうか。また「運営事業者は、事業期間終了後1年の間に…改修等必要な対応を行う。」とありますが、運営事業者は事業期間終了後1年間は解散できないものとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、計画された内容を実行していただきます。後段については、募集要項に記載します。
167	違約金	27	添付資料4	3	3.2			運営事業者が運営委託契約に基づいて貴市に対し違約金を支払うときは、本建設請負契約と同様に運営委託契約の契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、違約金に充当することが出来るようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。詳細は募集要項に記載します。
168	主要な契約条件	27	添付資料4	3	3.3			本施設の維持管理の内容については、毎年度協議することから、事業期間終了後1年の間に性能未達が発生した場合に必要な改修等は、有償での対応としていただきますようお願い申し上げます。	当該性能未達の帰責事由が事業者がないことを、事業者が立証した場合には、有償となります。
169	運営委託契約における契約保証金について	27	添付資料4	3	3.1			市が定める金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる、とありますが、「これに代わる担保」とは、熊本市公共工事請負契約約款第4条(契約の保証)に規定されている担保等(第1項(2)～(5))が該当すると解釈してよろしいでしょうか。契約の保証の選択肢を増やすことで、参加企業者の競争性が高まるだけでなく、コスト抑制が図られ、ひいては市の利益に繋がるものと考えます。	ご理解のとおりです。
170	本施設の運営業務	27	添付資料4	3	3.3			「運営事業者は、事業期間終了後も本施設が要求水準書に示した機能を維持できるよう、運営維持管理計画を策定し、これを実行する」とありますが、事業期間終了後も、引き続き運営事業者と、新たな運営の契約を締結していただけると解釈してよろしいでしょうか。また運営事業者が運転維持管理を行ない、その運営維持管理計画に著しい瑕疵等がない場合の費用は、貴市が負担していただけると解釈してよろしいでしょうか。	No.43をご参照ください。なお、運営事業者には、自らの運営維持管理計画に基づき性能を担保いただくため、計画に瑕疵がないからといって、運営上の費用増加を市が負担することはありません。
171	本施設の運営業務	27	添付資料4	3	3.3			「運営事業者は、事業期間終了後も本施設が要求水準書に示した機能を維持できるよう、運営維持管理計画を策定し、これを実行する」とありますが、仮に運営事業者が入札等で敗れ、事業期間終了後の運営事業者が変わった場合は、運営維持管理計画の策定と実行は誰が行うのでしょうか。	本事業の受託者には、ライフサイクルにおける運営維持管理計画の策定を求めます。
172	本施設の運営業務	27	添付資料4	3	3.3			「運営事業者は、事業期間終了後も本施設が要求水準書に示した機能を維持できるよう、運営維持管理計画を策定し、これを実行する」とありますが、「運転維持管理計画」による維持管理の費用は、貴市が負担していただけるのでしょうか。	市は本事業期間においては、本事業の受託者の入札金額に基づき、必要な維持管理費用を負担します。
173	輸送業務委託契約	28	添付資料4	4				「市は飛灰輸送企業と協議の上、5年ごとに契約内容を見直すことができる。」とありますが、契約内容は条件のみならず金額も見直しの対象として含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	主要な契約条件	28	添付資料4	5				『飛灰処理企業は、あらかじめ飛灰処理業務委託で定める品質、量、その他の受け入れ条件を満たした飛灰の受け入れを行い』とありますが、飛灰の品質が条件から逸脱した場合は、処理を休止、または、契約を解除出来ると解釈してよろしいですか。	契約上の規定に従い必要な対応を行います。詳細は募集要項に記載します。
175	飛灰処理業務委託契約	28	添付資料4	5				「市は飛灰輸送企業と協議の上、5年ごとに契約内容を見直すことができる」とありますが、この見直しに伴い、運営事業者に関わる変更(装置の変更等)があった場合は協議の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	飛灰処理業務委託契約	29	添付資料4	5				「市は飛灰処理企業と協議の上、5年ごとに契約内容を見直すことができる。」とありますが、契約内容は条件のみならず金額も見直しの対象として含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	主要な契約条件	29	添付資料4	5				『5年ごとに契約内容を見直すことができる』とありますが見直し対象となる項目をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。